



(正面図)



博多人形赤とんぼ事件

長崎佐世保480207

美術工芸品が意匠登録の対象となるとともに、著作権の対象にもなる場合があると判示

著作権法の対象となる著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものでなければならないが、本件人形「赤とんぼ」は同一題名の童謡から受けるイメージを造形物として表現したものであって、その**姿体、表情、着衣の絵柄、色彩から観察してこれに感情の創作的表現を認めることができ、美術工芸的価値としての美術性も備わっているもの**と考えられる。

また美術的作品が、量産されて産業上利用されることを目的として製作され、現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわれはない。

さらに、本件人形が一方で意匠法の保護の対象として意匠登録が可能であるからといっても、もともと**意匠と美術的著作物の限界は微妙な**問題であって、両者の重疊的存在を認め得ると解すべきであるから、意匠登録の可能性をもって著作権法の保護の対象から除外すべき理由とすることもできない。